

附 則 この条例は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年八月一日条例第四十九号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年八月一日条例第二十七号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年七月十日条例第四十一号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年三月十五日条例第十五号)
この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十六年七月二十一日条例第四十五号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年十月二十日条例第四十三号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年十月二十日条例第四十一号)
この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年十二月二十一日条例第三十五号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月七日条例第二十一号)
この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、目次中「・第四十三条」を「一第四十三条の二」に改める改正規定、第四十二条及び第四

十三条の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定並びに第四十四条及び第四十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年七月十六日条例第二十八号)
(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は、公布の日から、第二条及び次項の規定は平成六年一月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月十日条例第二十五号)
(経過措置)
2 この条例(第二条に限る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月十日条例第二十五号)
(施行期日)
1 この条例は、平成七年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月十日条例第二十五号)
(経過措置)
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章
法(昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章

の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定に係る同法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日までの間は、改正前の建築基準法施行条例別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第三十九号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年七月十四日条例第四十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年十二月八日条例第七十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年十月十七日条例第六十一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

3 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

4 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十七年十月二十五日条例第九十七号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第五十三条第一項の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

3 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十九年三月十六日条例第二十八号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日千葉県条例第二十四号・千葉県条例第二十八号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。